

令和5年9月20日

保護者の皆様

仙台市教育委員会  
仙台市立北仙台中学校長

## 弾道ミサイル発射への対応について(お知らせ)

この度、国の通知により北朝鮮による弾道ミサイル発射に対応したJアラート等の緊急情報は、落下予測地域について一定の蓋然性が得られた時点でJアラートを送信するように改められました。また、弾道ミサイルが日本領域に落下する可能性がなくなった時点で避難を解除する情報も伝達されるように変更されております。これらを受け、仙台市教育委員会より学校および児童生徒の弾道ミサイル発射への対応について一部変更の指示がありましたことから、本校の対応について下記のとおり変更します。

### 記

#### 1 主な変更点

(1) 宮城県が対象地域に含まれない場合は通常通りの活動、登下校となります。ただし、弾道ミサイルが領土・領海内に落下した場合は、臨時休業となります。

(2) 宮城県がJアラート等による緊急情報の対象地域に含まれる場合

①児童生徒の在校時

・避難行動をとり、学校の対応マニュアルに沿って教職員の指示に従い対応します。

②児童生徒の在宅時や登校前

・避難行動をとり、自宅待機とします。

<その後の対応>

- ┌ 弾道ミサイルが日本上空通過または領海外に落下した場合は登校します。
- └ 弾道ミサイルが領土・領海内に落下した場合は、臨時休業とします。

(3) 児童生徒の登下校中

・自分で避難行動をとり、安全を確保します。

#### 2 運用開始日

令和5年9月21日(木)より

#### 3 その他

(1) 小学校低学年など瞬時の状況把握が難しいお子さんに対し、家族や周囲の大人による避難誘導や対応に対する声掛けをお願いいたします。

(2) 学校では、児童生徒が適切な避難行動をとることができるように各学級で指導します。ご家庭においても、「内閣官房国民保護ポータルサイト」や仙台市HP「弾道ミサイル発射情報に伴う避難行動について」などを参考に、弾道ミサイル発射における適切な避難行動についてお話してください。



内閣官房国民保護ポータルサイト



仙台市HP

#### 【お問い合わせ先】

仙台市教育局教育指導課教育課程係  
(電話) 214-8876  
仙台市立北仙台中学校  
(電話) 271-6511